奄美市特定居住促進計画（案）

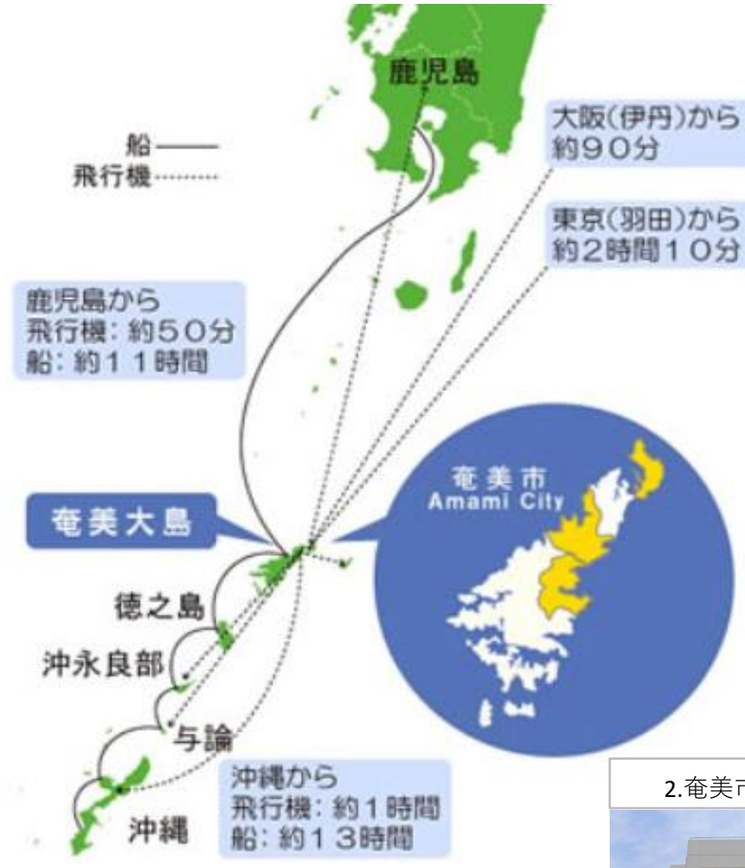
参考様式2

令和8年〇月〇日策定

自治体名	鹿児島県奄美市	計画期間	令和8年度～令和12年度

1．特定居住促進区域

奄美市の特定居住促進区域は、「奄美市水道給水区域」と同一とする。





5.ICTプラザかさり

6.うちうみバンガロー

1.WorkStylLab

2.奄美市AiAi広場



4.Living AMAMI

3.アマホームPLAZA

２．特定居住の促進に関する基本的な方針

（１）基本方針

奄美市は、奄美大島の中核をなす市であり、名瀬地区、住用地区、笠利地区の3地区で構成されている。それぞれの地区は、都市機能、自然環境、歴史文化、集落の暮らしなどにおいて異なる個性を有しており、都市的な利便性と島らしい地域文化、豊かな自然環境が近接して存在する、多様な暮らし方を選択できる地域である。

名瀬地区は、国や県の官公庁、商業、医療福祉、産業などの機能が集まり、奄美市の中心市街地として生活利便性を有している。また、天然の良港である名瀬港を起点に発展してきたみなとまちとしての歴史を持つ一方、周辺には集落独自の文化や暮らしも残っており、都市と集落が融合した地域である。

住用地区は、奄美大島の中心部に位置し、世界自然遺産の山々、住用川・役勝川などの山河、国内有数のマングローブ林など、水と森を身近に感じられる自然環境に恵まれている。自然とともにある暮らしや地域文化が受け継がれており、自然体験、環境学習、地域交流などを通じて、来訪者が奄美の自然と暮らしに深く触れることができる地域である。

笠利地区は、奄美大島の空の玄関口である奄美空港を有し、サトウキビ畑と美しい海岸線、リーフが広がる海の景観など、奄美を象徴する風景が広がる地域である。また、古くからの歴史や文化、八月踊りをはじめとする集落行事が受け継がれており、農業、観光、文化継承、地域交流の面で多くの人を引き寄せる魅力を有している。

このような3地区それぞれの特徴を生かし、奄美市では、来訪者が一時的に滞在するだけでなく、継続的に地域と関わり、働き、学び、交流する機会を創出することで、二地域居住の促進に取り組む。二地域居住は、単なる移住の前段階にとどまるものではなく、市外に居住しながらも奄美市に継続的に関わる人材を増やし、地域課題の解決や関係人口の深化につなげる取組として位置付ける。

本市においては、人口減少をはじめ、人材不足、住まい不足、集落・地域活動の維持などが重要な課題となっている。そのため、市外から本市に関心を持つ人材が、地域の事業者、集落、関係団体等とつながり、地域の担い手や応援者として継続的に関わることができる仕組みづくりを進める。

二地域居住の促進に当たっては、既存の公共施設、コワーキングスペース、観光交流施設、空き家バンク、定住促進住宅、民間宿泊施設等を有効に活用し、滞在、就業、交流、地域活動への参加につながる環境を整える。あわせて、テレワーク、ワーケーション、複業、起業、就業体験など、多様な働き方や暮らし方に対応した受入環境の充実を図る。

市民、集落、事業者、関係団体、行政が対話と連携を重ねながら、二地域居住者を地域の新たな関係者として受け入れることで、地域住民の生活満足度の向上、地域経済の活性化、集落・地域活動の維持、次世代へのしまの誇りの継承につなげていく。

（２）目標

・二地域居住者が、奄美市の自然、文化、暮らしに触れながら、地域との継続的な関わりを持てる環境づくりを目指す。
・地域住民、集落、事業者、関係団体等と二地域居住者が、無理のない形で交流・連携できる仕組みづくりを目指す。
・二地域居住を通じて、関係人口の拡大、地域活動の維持、将来的な移住・定住につながる取組を進める。

3．特定居住拠点施設の整備に関する事項

（1）特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流拠点	奄美市WorkStyleLab （コワーキングスペース等）	奄美市名瀬浦上町48番地1-2階	都市計画区域内	整備済	奄美市	令和3年7月
2	交流拠点	奄美市AiAi広場	奄美市名瀬末広町14番10号	都市計画区域内	整備済	奄美市	平成24年4月
3	交流拠点	アマホームPLAZA	奄美市名瀬柳町2番1号	都市計画区域内	整備済	奄美市	令和3年10月
4	事業所・交流拠点	Living AMAMI（コワーキングスペース	奄美市名瀬伊津部町1-9	都市計画区域内	整備済	合同会社KAZAMI	令和5年10月
5	事業所・交流拠点	奄美市ICTプラザかさり （インキュベート施設）	奄美市笠利町大字万屋1249番地2	都市計画区域外	整備済	奄美市	平成24年4月
6	宿泊施設	うちうみバンガロー	奄美市住用町見里510番地	都市計画区域外	整備済	奄美市	平成18年3月

4．特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

なし

5．施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

●WorkStyleLab、Living AMAMI、奄美市ICTプラザかさり等を活用した起業、複業、就業相談、企業誘致、サテライトオフィス利用等の促進

●空き家バンク、移住定住住宅購入・リフォーム等助成金、定住促進住宅等と連携した中長期滞在・居住相談の実施

●地域活動、自然・文化体験、環境保全活動等への参加機会の創出

●二地域居住希望者への情報発信及び相談窓口の整理（移住相談、空き家、定住促進住宅等の案内）

6．施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

なし

7．その他

（1）都道府県知事への意見聴取：令和〇年〇月〇日予定

（2）特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

・パブリックコメントの実施：令和〇年〇月〇日

・関係団体との意見交換：令和8年11月9日

（3）都市計画との調和に関する事項

都市計画担当部署との確認：令和8年11月10日